

## 湖北広域行政事務センター構成市町における

### 合特法の対応状況とその概要

#### 1. センター管内における合特法への対応経過

- (1) 昭和 50 年 5 月 23 日 合特法が施行される
- (2) 平成 4 年 8 月 11 日 滋賀県清掃事業連絡協議会 し尿処理部会で検討開始
- (3) 平成 6 年 10 月 24 日 センター管内衛生担当課長会で対応協議（結論出ず）  
※その後、し尿収集業者から各市町へ要望等有り
- (4) 平成 8 年 7 月 9 日 長浜市 対策検討委員会を設置 その後、各町でも対策検討委員会を設置  
※その後、し尿収集業者から各市町へ強い要望等有り
- (5) 平成 11 年 12 月 長浜市が市内し尿収集業者に「長浜市し尿処理業合理化対策についての基本的な考え方（素案）」を提示
- (6) 平成 12 年 4 月 27 日 市町長会議において各市町長の要請を受け、センターと 1 市 8 町が足並みを揃えて対応することに決定  
〔合意内容〕
  - ①合理化事業計画は、県下の他の自治体の例及び合特法の趣旨から原因者である各市町が策定する
  - ②センターが各市町と各し尿収集業者の調整を図る
  - ③センターにおいて、合理化事業計画の素案を策定し、各市町に提示する
- (7) 平成 12 年 5 月 15 日 「湖北広域行政事務センター関係市町し尿等の合理化計画策定推進委員会」を設置し、以後、当委員会を窓口に業者交渉を進める
- (8) 平成 14 年 1 月 17 日 長浜市 援助総額及び長浜市の代替業務について具体案を提示
- (9) 平成 14 年 7 月 31 日 米原町、近江町およびセンターと橋本クリーン産業株協議、援助総額・両町の代替業務およびセンターの代替業務について合意に達する
- (10) 平成 14 年 10 月 31 日 米原町、近江町およびセンターと橋本クリーン産業株「し尿収集運搬業者の転廃業助成に関する協定書」締結
- (11) 平成 15 年 1 月 30 日 長浜市およびセンターと長浜市内 3 業者「し尿等収集運搬業者等の転廃業助成に関する協定書」締結のうえ、合理化事業計画を県へ提出
- (12) 平成 15 年 2 月 20 日 坂田郡 4 町およびセンターと関ヶ原衛生(有)「し尿等収集運搬業者等の転廃業助成に関する協定書」締結
- (13) 平成 15 年 2 月 25 日 米原町および近江町、合理化事業計画を県へ提出
- (14) 平成 15 年 3 月 4 日付け 長浜市合理化事業計画を県承認
- (15) 平成 15 年 3 月 3 日、5 日 山東町および伊吹町、合理化事業計画を県へ提出
- (16) 平成 15 年 3 月 28 日付け 坂田郡 4 町合理化事業計画を県承認
- (17) 平成 15 年 3 月 31 日付け 長浜市合理化事業計画を国承認（官報に登載）

- (18) 平成17年2月21日 東浅井郡4町およびセンターと虎姫衛生企業組合「し尿等収集運搬業者等の転廃業助成に関する協定書」締結
- (19) 平成17年3月14日 東浅井郡4町合理化事業計画を県へ提出
- (20) 平成17年3月23日付け 東浅井郡4町合理化事業計画を県承認

## 2. 先進自治体等への研修経過

- (1) 平成11年7月6日 守山市視察・研修を皮切りに、京都府野田川町、八日市衛生プラント組合、大津市、野洲町、水口町、湖東広域衛生管理組合、愛知川町、近江八幡市、彦根市への視察・研修を実施すると共に、高島市（当時は湖西広域）、栗東市、草津市、志賀町等滋賀県下の先進自治体の合理化事業計画に係る情報収集に努める
- (2) 滋賀県廃棄物対策課との必要且つ充分な協議と指導を受ける

## 3. 合理化事業計画の策定

合理化事業計画の策定については、平成5年4月6日付け、衛環第120号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画について」及び平成6年3月29日付け、衛環第120号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」並びに平成11年11月5日付け、滋環整第1102号、滋農村第377号 滋賀県琵琶湖環境部長、滋賀県農政水産部長連名通知「下水道の整備等に伴う合理化基本方針について」及び平成11年11月19日付け、滋環整第1144号、滋賀県琵琶湖環境部環境整備課長通知「合理化事業計画の策定指針について（通知）」の内容を参考に策定のうえ、滋賀県並びに国（財務省・環境省）の承認を得る

なお、滋賀県下の先進自治体の状況から、当初は、し尿の収集・運搬委託業務に係る合理化事業計画をまず策定するべく委託業者と協議を進めていたが、平成13年度に大津市が浄化槽汚泥に係る許可業務についても合理化事業計画を策定された情報を入手したことから、大津市等の研修を実施のうえ、当センター独自の制度である委託契約KL数には浄化槽汚泥に係る搬入許可量を含んでいることを考慮し、し尿関係の合理化事業計画策定を原則とするが、委託契約KL数に浄化槽汚泥分の搬入許可量を含んでいる業者については一括で合理化事業計画を策定することとなった。

## 4. 支援策の実施方法

支援の考え方は、大津市をはじめ県下の多くの先進自治体が採用された業務転換のための一括支援方式とする。

支援策の実施方法については、先進自治体の事例を参考に、援助総額を算定し、援助総額から業務援助額を差し引いた残りを資金援助額とする。

### (1) 援助総額の算定

- ① 「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」に基づくもの
  - a. 営業権に関するもの
  - b. 転業期間中の収益に関し交付するもの

②廃棄車両の償却後の取得価格を基準として交付するもの

a . 廃車交付金 (=減価補填金)

③対象業者の多年にわたる業務功労に関し交付するもの

a . 業者功労交付金

旧長浜市のみ交付。

交付業者は、株式会社ライフリーフ、橋本クリーン産業(株)、湖北環境協同組合  
上記の①、②、③の合計額を援助総額とする

(2) 業務援助額の算定

①センターが提供する資源ごみ等の収集・運搬業務

・援助総額×(資源ごみ提供台数×10KL／し尿の委託契約KL数)

②市町が提供する業務援助

・当該業務の収益相当額

上記の①、②の合計額を業務援助総額とする

(3) 資金援助額の算定

資金援助額=援助総額－業務援助総額

5. センターが提供する代替業務とその考え方

センターが提供する代替業務は、次のとおりとする

(1) 資源ごみ等の収集・運搬業務をし尿の収集・運搬業務に替わる転換業務として  
提供する

・合計12台を年次計画に基づき提供する

・し尿等の収集・運搬委託契約KL数10KL当たり資源ごみ等の収集・運搬業務  
1台とする

・各市町への割当は、当該業務の負担金の負担割合により配分することを基本とする

6. 市町が提供する代替業務

市町が提供する代替業務は、平成6年3月29日付け、衛環第120号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知等を踏まえて、次の2点の内、代替業務として提供可能な業務とする

(1) 下水道管路施設の維持管理業務

(2) 農業集落排水施設の維持管理業務